

鹿児島県域における路上工事縮減に関する行動計画

平成23年8月

鹿児島県域路上工事縮減対策協議会

目 次

I 行動計画策定の背景及び趣旨

II 行動計画の概要

1. 行動計画の目的
2. 行動計画の実施主体
 - (1) 道路管理者
 - (2) 占用企業者
 - (3) 交通管理者
3. 行動計画の対象
 - (1) 対象工事
 - (2) 対象区域及び道路

III 行動計画の詳細（具体的な取り組み）

1. 路上工事による交通への影響を低減する取り組み
 - (1) 路上工事所要時間の縮減
 - (2) 路上工事量（件数・時間）の縮減
 - (3) 特定の時期における路上工事の縮減
 - (4) 路上工事発注時期の平準化
 - (5) その他
2. 路上工事による不満を軽減する取り組み
 - (1) 効果的な路上工事情報の提供
 - (2) 路上工事の必要性等の説明

IV 行動計画の推進とフォローアップ

1. 鹿児島県全域での取り組み推進
2. 行動計画のフォローアップ
 - (1) 協議会の定期開催
 - (2) 取り組み効果の検証
 - (3) 行動計画の定期的見直し

I 行動計画策定の背景及び趣旨

道路の維持・修繕工事や公益物件(ライフライン)の占用工事等の路上工事は、道路構造の保全及び社会基盤整備の観点からは必要不可欠なものである。

しかしながら、こうした路上工事は、道路の交通容量を低下させ、円滑な道路交通を阻害することが多く、特に都市部においては交通渋滞の大きな要因ともなっている。

また、年度末での路上工事の集中や多頻度な掘り返し等に対しては、道路利用者や沿道住民から多くの批判が寄せられている。

平成16年10月に実施された「九州の道路に関するアンケート調査」(九州幹線道路協議会)では、回答者の72%が、路上工事に対して「不満である」としており、路上工事の縮減が道路行政の大きな課題となっているところである。

鹿児島県では、こうした課題に対応するため、平成17年に路上工事縮減に関する行動計画を策定し、道路管理者及び占用企業者が連携し、工事中止期間を設ける等の路上工事の縮減に鋭意努めてきたところである。

しかしながら、平成20年2月に実施された鹿児島県内在住者を対象とした路上工事に関するWEB(インターネット)アンケートでは、依然として、路上工事に対する不満が絶えない状況であることが判明した。

このようなことから、これまで以上に道路利用者等の視点に立った路上工事縮減対策の実施が求められているところである。

今回、路上工事による交通への影響を低減し、道路利用者等の不満を緩和、理解を促進し、より一層の安全・円滑・快適な交通の確保を実現するため、地域の実情に応じた路上工事縮減対策に取り組むこととし、平成17年に策定した行動計画に代えて、新たに路上工事縮減に関する行動計画(以下、「本行動計画」という。)を策定するものである。

II 行動計画の概要

1. 行動計画の目的

路上工事による交通への影響を低減し、道路利用者等の不満を緩和、理解を促進し、より一層の安全・円滑・快適な交通の確保を実現する。

2. 行動計画の実施主体

(1) 道路管理者

国（九州地方整備局 鹿児島国道事務所 ・ 大隅河川国道事務所）

鹿児島県

鹿児島県内 全市町村（19市・20町・4村）

西日本高速道路(株)九州支社 鹿児島高速道路事務所

(2) 占用企業者

鹿児島県内 上下水道管理者

九州電力(株)鹿児島お客さまセンター

西日本電信電話(株)鹿児島支店

日本ガス(株)

(3) 交通管理者

鹿児島県警察本部

3. 行動計画の対象

(1) 対象工事

既に供用中の道路上で行われる道路管理者及び占用企業者が行う通行規制を伴う工事を対象とする。（ただし、緊急対応等やむを得ない工事については対象外とする。）

(2) 対象区域及び道路

① 対象区域 … 鹿児島県内 【別紙1参照】

② 対象道路 … 一般国道(直轄及び補助)・高速自動車国道・県道・臨港道路
市町村道(各道路管理者が定める区域内の路線 【別紙2参照】)

Ⅲ 行動計画の詳細（具体的な取り組み）

1. 路上工事による交通への影響を低減する取り組み

(1) 路上工事所要時間の縮減

新技術等の積極的な採用により、路上工事の所要時間の縮減を図る。

【具体内容】

- ・ 工事時間の短縮及びコスト縮減が図れる新技術や新工法の導入を促進し、通行規制を伴う工事の所要時間の縮減を図る。

(2) 路上工事量(件数・時間)の縮減

道路管理者及び占用企業者等の関係機関が連携し、路上工事量(件数・時間)の縮減を図る。

【具体内容】

- ・ 工事が競合する箇所において、工事時期を調整し、同時施工(共同施工)を促進する。
- ・ 道路管理者と占用企業者の工事調整会議である「占用連絡協議会」の更なる充実を図る。

(3) 特定の時期における路上工事の縮減

交通への影響が大きいことが予想される年末年始、ゴールデンウィークや各地の祭り、イベント開催時期等には、路上工事を中止若しくは抑制する。

【具体内容】

- ・ 以下の期間は、『中止期間』とし、緊急対応等やむを得ない工事を除き、原則として、路上工事を行わない。
 - ゴールデンウィーク
 - お盆
 - 年末年始
 - 各地域の祭り、イベント等の期間(交通への影響が大きいもの)
※地域毎に設定【別紙3参照】
- ・ 以下の期間は、『抑制期間』とし、路上工事を行わないよう努める。
 - 年度末(3月1日～3月31日)

(4) 路上工事発注時期の平準化

年度末に路上工事が集中することを極力回避するため、工事発注時期の平準化を図る。

【具体内容】

- ・ 早期発注の実施、発注時期の平準化に努める。

(5) その他

交通への影響が大きいことが予想される時間帯等は工事を避ける。

【具体内容】

- ・ 通勤時間等は避けるなど、交通状況に応じた工事実施時間の設定に努める。

2. 路上工事による不満を軽減する取り組み

(1) 効果的な路上工事情報の提供

多様な手段により、路上工事情報を道路利用者等にわかりやすく提供する。

【具体内容】

- ・ 工事予告看板の設置、チラシの配布等による路上工事及び通行規制情報の事前告知に努める。
- ・ ホームページ等を活用した路上工事情報の発信を促進する。
- ・ 市政だより等を活用するなど利用者に届く路上工事情報の発信を工夫する。

(2) 路上工事の必要性等の説明

路上工事の必要性等について、広報活動を行うと共に、わかりやすい情報の発信を行う。

【具体内容】

- ・ 路上工事の必要性について理解を得るための広報を行う。
- ・ 工事中止・抑制期間を記載した路上工事縮減カレンダーを作成し、ホームページ等を活用し公表する。
- ・ 工事の目的や期間をわかりやすく表示した路上工事看板の設置に努める。

IV 行動計画の推進とフォローアップ

1. 鹿児島県全域での取り組み推進

本行動計画は、鹿児島県全域が対象であり、国、県はもとより市町村の各道路管理者及び占用企業者が情報交換等相互の連携強化を図り、地域の実情に応じた路上工事縮減に取り組むものとする。

2. 行動計画のフォローアップ

(1) 協議会の定期的開催

鹿児島県域路上工事縮減対策協議会を定期的に開催し、各道路管理者及び占用企業者の取り組み状況を相互に確認し、問題点の抽出及び対応策等の検討を行うこととする。

(2) 取り組み効果の検証

路上工事に伴う渋滞長の計測や経年的な路上工事時間(日数)の調査等を行うことにより、交通への影響を指標として把握・分析すると共に、路上工事に対する住民アンケート等を実施し、取り組み効果の検証を行うこととする。

(3) 行動計画の定期的見直し

行動計画の実効性を確保するため、上記の検証結果等を踏まえ、本行動計画を定期的に見直すものとする。

路上工事縮減 市町村道 対象区域・路線

市町村	対象区域		対象区域数	対象路線数	備考	市町村	対象区域		対象区域数	対象路線数	備考
	全域	部分					全域	部分			
鹿児島市	○		1	8,043		始良市		○	3	57	
鹿屋市		○	7	31		湧水町		○	1	16	
枕崎市	○		1	29		大崎町	○		1	226	
阿久根市	○		1	187		東串良町		○	1	8	
出水市		○	1	48		錦江町		○	5	12	
指宿市		○	3	26		南大隅町		○	2	7	
西之表市		○	1	7		肝付町		○	1	1	
垂水市		○	1	6		中種子町		○	1	13	
薩摩川内市		○	3	8		南種子町		○	1	8	
日置市		○	1	4		屋久島町		○	3	8	
曾於市		○	3	33		大和村		○	10	60	
霧島市	○		1	407		宇検村		○	1	40	
いちき串木野市	○		1	872		瀬戸内町		○	2	2	
南さつま市		○	8	29		龍郷町	○		1	135	
志布志市	○		1	26		喜界町	○		1	693	
奄美市		○	1	430		徳之島町		○	1	13	
南九州市	○		1	54		天城町		○	1	1	
伊佐市		○	2	51		伊仙町		○	3	8	
三島村		○	4	8		和泊町	○		1	147	
十島村		○	7	11		知名町	○		3	174	
さつま町		○	1	3		与論町		○	1	2	
長島町	○		1	16		合計			95	11,960	

地域別 路上工事縮減対象イベント等

地域	開催地	対象イベント等	開催期間	路上工事縮減関係市町村名
鹿児島	鹿児島市	照国神社六月灯	7月中旬	鹿児島市
		おぎおんさあ	7月下旬	鹿児島市
		MBC夏祭り	7月下旬	鹿児島市
		火の島祭り	7月下旬	鹿児島市
		かごしま錦江湾サマーナイト花火大会	8月下旬	鹿児島市
		谷山ふるさと祭り	10月下旬	鹿児島市
	日置市	おはら祭り	11月上旬	鹿児島市
		妙円寺参りフェスタ	10月下旬	鹿児島市・日置市
	いちき串木野市	美山窯元祭り	12月上旬	日置市
		さのさ祭り	7月下旬	いちき串木野市
くしきの地かえて祭り		10月下旬	いちき串木野市	
南薩	南さつま市	かんむりだけ山市物産展	11月下旬	いちき串木野市
		吹上浜砂の祭典	GW	南さつま市
	指宿市	県高校駅伝大会	11月上旬	指宿市
		県中学駅伝大会	11月上旬	指宿市
		指宿市駅伝大会	12月上旬	指宿市
		指宿市菜の花マラソン	1月上旬	指宿市
県下一周駅伝	2月中旬	指宿市		
北薩	薩摩川内市	川内大綱引	9月下旬	薩摩川内市
		薩摩川内はんやまつり	11月上旬	薩摩川内市
		市比野温泉よさこい祭り	11月中旬	薩摩川内市
		藤川天神(臥竜梅)	2月下旬	薩摩川内市
	さつま町	さつま町夏祭り	8月上旬	さつま町
	長島町	長島島内一周駅伝	11月下旬	長島町
阿久根市	九州選抜高校駅伝大会	3月中旬	阿久根市	
始良・伊佐	始良市	蒲生町露天市	2月下旬	始良市
大隅	鹿屋市	鹿屋夏祭り	7月下旬	鹿屋市
	垂水市	垂水納涼花火大会	8月中旬	垂水市
	南大隅町	ドラゴンボートフェスティバル	10月下旬	南大隅町
	肝付町	高山やぶさめ祭	10月第3日曜日	肝付町
熊毛	屋久島町	屋久島ソーデーマーチ	5月中旬	屋久島町
		屋久島町内一周駅伝大会(栗生～安房)	11月下旬	屋久島町
		上屋久島町内一周駅伝大会(永田プール～高見橋)	11月下旬	屋久島町
		南日本10K通信競争熊毛地区大会(尾之間を中心に)	12月下旬	屋久島町
		ジョギング屋久島(永田～一湊)	2月上旬	屋久島町
大島	喜界町	喜界町夏まつり	8月上旬	喜界町
	徳之島町	どんどん祭り	8月上旬	徳之島町
	和泊町	花の島沖えらぶジョギング大会	3月下旬	和泊町
	与論町	与論マラソン	3月中旬	与論町

※地域毎に、道路管理者が協議し、対象エリア・路線を設定する。

鹿児島県域における路上工事縮減に関する行動計画

道路利用者等の路上工事に対する不満を緩和するために

路上工事による交通への影響を低減する取り組み

- ① 工事時間の短縮及びコスト縮減が図れる新技術や新工法の導入を促進し、通行規制を伴う工事の所要時間の縮減を図る。
- ② 工事が競合する箇所において、工事時期を調整し、同時施工（共同施工）を促進する。
- ③ 交通への影響が大きいことが予想される年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等や各地の祭り、イベント等開催時期には、路上工事を中止若しくは抑制する。
- ④ 年度末に路上工事が集中することを回避するため、早期発注の実施、発注時期の平準化に努める。
- ⑤ 交通状況に応じた工事実施時間の設定に努める。

道路の維持・修繕やライフラインの新設・更新など
必要不可欠な路上工事がある

路上工事による不満を軽減する取り組み

- ① 工事予告看板の設置、チラシの配布等による路上工事及び通行規制情報の事前告知に努める。
- ② ホームページ等を活用した路上工事情報の発信を促進する。
- ③ 路上工事の必要性について理解を得るための広報を行う。
- ④ 工事中止・抑制期間を記載した路上工事縮減カレンダーを作成し、ホームページ等を活用し公表する。
- ⑤ 工事の目的や期間をわかりやすく表示した路上工事看板の設置に努める。

フォローアップ

- ・ 鹿児島県域路上工事縮減対策協議会を定期的で開催し、取り組み状況を確認し、問題点の抽出及び対応策等の検討を行う。
- ・ 路上工事に対する住民アンケート等を実施し、取り組み効果の検証を行う。

行動計画の定期的な見直し